

○袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等支給条例

昭和48年9月29日

条例第52号

（目的）

第1条 この条例は、重度心身障害者（児）の健康と福祉の増進並びに医療費の負担の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重度心身障害者（児） 次に掲げる者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「規則別表」という。）の1級又は2級に該当する障害を有する者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数35以下と判定された者又は規則別表の1級から3級までの身体障害者で知能指数50以下の重複障害者と判定されたもの

(2) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(3) 自己負担額 医療費の額から医療保険各法の規定により給付され

る額を控除した額をいう。

- (4) 保険医療機関 医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等をいう。

(平 2 6 条例 2 9 ・ 全改)

(対象者)

第 3 条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、重度心身障害者（児）であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者で、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）に基づき本市が援護を行っているもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

- (1) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 重度心身障害者（児）及び当該重度心身障害者（児）と生計を一にする者として規則で定めるものについて、支給事由の生じた月の属する年度（支給事由の生じた月が 4 月から 6 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割（同法第 3 2 8 条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより合算した額が 2 3 5, 0 0 0 円以上であるもの
- (3) 本市以外において重度心身障害者（児）に係る医療費等の支給を受けることができる者
- (4) 6 5 歳以上である者。ただし、6 5 歳に達する日前から前項に規定

する対象者であった者で、65歳に達した日以後も引き続き当該対象者であるものを除く。

(平19条例27・追加、平24条例24・平25条例20・平26条例29・一部改正)

(支給額)

第4条 支給額は、次の各号に掲げる額とし、別表に定める世帯区分に応じた一部負担金を控除した額とする。ただし、保険調剤については別表の規定にかかわらず、自己負担額の全額とする。

- (1) 前条に規定する重度心身障害者(児)の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による療養の給付がなされたときの当該療養の給付に伴う自己負担額。ただし、自己負担額に対する付加給付等があるときは、その額を控除した額とする。
- (2) 当該療養の給付に伴い保険医療機関に支払った診療・調剤報酬証明手数料の額。ただし、1件につき200円を限度とする。

(平26条例29・全改)

(受給券)

第5条 医療費の支給を受けようとする対象者は、あらかじめ規則の定めるところにより受給資格の登録を申請し、受給券の交付を受けなければならない。

(平26条例29・全改)

(支給の方法)

第6条 市長は、保険医療機関の請求に基づき、対象者に代わり支給すべき額を当該保険医療機関へ支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払がなされたときは、対象者に対し支給を行ったものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、対象者が保険医療機関に支給の対象となる医療費等を支払った場合は、対象者の申請に基づき、規則の定めるところにより支給を行うものとする。

4 前項に規定する申請は、対象者が受けた医療に関する医療費等を支払った日の翌日から起算して2年以内に申請しなければならない。

(平26条例29・追加)

(届出の義務)

第7条 受給券の交付を受けた対象者は、第5条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給券の交付を受けた対象者は、転出等の理由により受給資格を喪失した場合、速やかに市長に受給券を返納しなければならない。

(平26条例29・追加)

(給付の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により支給を受けたことが判明したときは、当該支給の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定による返還をさせる場合は、当該返還をさせる者に対し、その理由を示さなければならない。

(平8条例20・一部改正、平19条例27・旧第5条線下、平26条例29・旧第6条線下)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平19条例27・旧第6条線下、平26条例29・旧第7条線下・一部改正)

附 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第9号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日以降の診療分から適用する。

附 則 (平成3年条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前においてなされた医療に係る診療・調剤報酬証明手数料に対する助成額については、改正後の袖ヶ浦市重度心身障害者(児)医療費支給条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成7年条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前においてなされた医療に係る支給額については、改正後の袖ヶ浦市重度心身障害者(児)医療費等支給条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成8年条例第20号)

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第5号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前ににおいてなされた医療に係る支給については、改正後の袖ヶ浦市重度心身障害者(児)医療費等支給条例(以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から平成18年9月30日までの間における改正後の条例第2条の規定の適用については、同条中「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設」とあるのは、「身体障害者福祉法第5条に規定する身体障害者更生援護施設及び知的障害

者福祉法第5条に規定する知的障害者援護施設」とする。

附 則（平成19年条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（同条を第4条とする部分を除く。）は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、平成20年4月1日以降においてなされた医療に係る支給について適用し、同日前においてなされた医療に係る支給については、改正後の袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等支給条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第24号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成25年条例第20号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、改正後の袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等支給条例（以下「新条例」という。）の規定による受給券の交付その他新条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

（経過措置）

- 3 新条例の規定は、施行日以後になされた医療に係る支給について適用し、施行日前においてなされた医療に係る支給については、なお従前の

例による。

別表（第4条関係）

（平26条例29・追加）

世帯区分	一部負担額
	入院1日又は通院1回当たり
市町村民税所得割課税世帯	300円
上記以外	0円

（注） 世帯区分の認定は、毎年7月1日時点の市町村民税の課税状況で認定する。

○袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等支給条例施行規則

昭和53年1月1日

規則第1号

（趣旨）

第1条 この規則は、袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等支給条例（昭和48年条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平7条例12・一部改正）

（基準世帯員）

第2条 条例第3条第2項第2号に規定する重度心身障害者（児）及び当該重度心身障害者（児）と生計を一にする者として規則で定めるものは、次の各号に掲げる対象者（条例第3条第1項に規定する「対象者」をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるもの（以下「基準世帯員」という。）とする。ただし、対象者が基準世帯員（当該重度心身障害者（児）の配偶者を除く。）の扶養親族及び被扶養者に該当しないときは、基準世帯員を当該対象者の配偶者のみであるものとすることができる。

- (1) 対象者の加入している医療保険が国民健康保険及び後期高齢者医療以外である場合 対象者の加入している医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）をいう。以下同じ。）の規定による被保険者（当該医療の給付に係る対象者以外の者であって、かつ、健康保険法の規定による被保険者（同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。）、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制

度の加入者又は健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者をいう。)

(2) 対象者の加入している医療保険が国民健康保険である場合 対象者の加入している国民健康保険の被保険者（当該医療の給付に係る対象者以外の者であって、かつ、同一の世帯に属する者に限る。）

(3) 対象者の加入している医療保険が後期高齢者医療である場合 対象者の加入している後期高齢者医療の被保険者（当該医療の給付に係る対象者以外の者であって、かつ、同一の世帯に属する者に限る。）

(平27規則34・全改)

(所得割の額の算定方法)

第3条 条例第3条第2項第2号に規定する市町村民税の所得割の額の算定方法は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7並びに附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算するものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、当該各号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

2 条例第3条第2項第2号の合算した額の算定については、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象者が医療保険各法の規定による被保険者である場合 当該対

象者の市町村民税の所得割の額

- (2) 対象者が国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による被保険者である場合 当該対象者の市町村民税の所得割の額及び当該対象者に関する基準世帯員の市町村民税の所得割の額を合算した額
- (3) 対象者が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による被保険者である場合 当該対象者の市町村民税の所得割の額及び当該対象者に関する基準世帯員の市町村民税の所得割の額を合算した額
- (4) 対象者が前 3 号のいずれにも該当しない者である場合 当該対象者に関する基準世帯員の市町村民税の所得割の額

（平 27 規則 34・全改）

（受給資格の登録）

第 4 条 条例第 5 条の規定により重度心身障害者（児）医療費等の受給資格の登録を申請しようとする者は、袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等受給資格登録申請書（様式第 1 号。以下「資格登録申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳又は療育手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）の写し
- (2) 条例第 2 条各号に掲げる医療保険各法による被保険者証又は組合員証（以下「被保険者証等」という。）の写し
- (3) 対象者と基準世帯員の市町村民税の所得割の額が分かる証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市において市町村民税の所得割の額を確認することができる者であって、対象者及び世帯基準員が同意したものについては、市町村民税の所得割の額の分かる証明書の提出を省略することができる。

（平 27 規則 34・追加）

（受給資格の登録事項）

第5条 前条の受給資格の登録事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 対象者の住所、氏名、性別、生年月日、電話番号及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 対象者に係る身体障害者手帳等の記載事項
- (3) 対象者に係る被保険者証等の記載事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

（平27規則34・追加、平27規則51・一部改正）

（受給券の交付）

第6条 市長は、申請者から資格登録申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、受給資格の要件に該当する場合にあっては袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費助成受給券（様式第2号。以下「受給券」という。）を交付するものとし、該当しない場合にあっては袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等受給資格登録申請却下通知書（様式第3号）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

2 受給券の交付を受けた対象者は、保険医療機関において助成を受ける場合には、当該保険医療機関に受給券及び被保険者証等を提示しなければならない。

3 受給券の交付を受けた対象者は、紛失又は毀損若しくは汚損等の理由により受給券の再交付を受けようとするときは、袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費助成受給券再交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請者に受給券を再交付するものとする。

（平27規則34・追加）

（受給券の有効期間及び更新）

第7条 受給券の有効期間は、資格登録申請書の提出があった日の属する

月の翌月 1 日から最初に到来する 7 月 31 日までとする。ただし、転入により受給資格を有した場合で、受給資格を有した日から起算して 1 月以内に資格登録申請書の提出があったときの受給券の有効期間の起算日は、受給資格を有した日とする。

- 2 市長は、受給券の有効期間が終了し、引き続き受給資格を有する場合は、受給券の更新を行うものとする。この場合の有効期間は、8 月 1 日から最初に到来する 7 月 31 日までとする。

(平 27 規則 34・追加)

(助成金の申請)

第 8 条 対象者が条例第 6 条第 3 項の規定による助成を申請する場合は、袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等支給申請書（様式第 5 号。以下「支給申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 医療費等を支払ったことを証する書類
- (2) 療養に対する付加給付のある医療保険に加入している場合には、医療保険者が発行する袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等付加給付等証明書（様式第 6 号）

- 2 前項の申請には、受給券及び被保険者証等を市長に提示しなければならない。

(平 27 規則 34・追加)

(助成金の交付)

第 9 条 市長は、前条の規定による支給申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査した上、助成金の交付の可否を決定し、その結果を袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等支給認定（却下）通知書（様式第 7 号）により当該申請者に通知するものとする。

(平 27 規則 34・追加)

(届出の義務)

第 10 条 条例第 7 条第 1 項の規定による届出は、袖ヶ浦市重度心身障害

者（児）医療費等受給資格登録内容変更届（様式第8号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による受給券の返納は、次の各号のいずれかに該当する場合には受給券を添えて、袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費助成受給券返納届（様式第9号）を市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外へ転出したとき。
- (3) 生活保護を受給したとき。
- (4) 重度心身障害者（児）でなくなったとき。
- (5) その他医療費等の助成を必要としなくなったとき。

（平27規則34・追加）

（代理）

第11条 条例及びこの規則に定める申請及び届出等は、対象者の成年後見人、未成年後見人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者等が行うことができる。

（平27規則34・追加）

（台帳の管理）

第12条 市長は、重度心身障害者（児）医療費等助成に係る事項を記載し整理するため、袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等助成台帳（様式第10号。以下この条において「台帳」という。）を作成するものとする。ただし、重度心身障害者（児）医療費等助成台帳に記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理及び利用することによって、事務を支障なく行うことができる場合については、台帳の作成を省略することができる。

（平27規則34・追加）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和53年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日までに行われた医療費の支給申請等については、この規則に基づいて行われたものとみなす。

附 則 (昭和53年規則第31号) 抄

この規則は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則 (平成2年規則第16号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年規則第12号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後においても、平成20年3月以前の医療に係る申請及び認定については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年規則第34号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この規則の施行日(以下「施行日」という。)前において、改正後の袖ヶ浦市重度心身障害者(児)医療費等支給条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定による受給券の交付その他新規則の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

(経過措置)

3 新規則の規定は、施行日以後になされた医療に係る支給について適用し、施行日前においてなされた医療に係る支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年規則第 51 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 10 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等受給資格登録申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住 所
氏 名
（対象者との続柄： ）
電話番号

袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等支給条例第5条の規定により、重度心身障害者（児）の受給資格の登録を下記のとおり申請します。

記

対 象 者	ふりがな		性別	生年月日	
	氏 名		男 ・ 女	年 月 日	
	住 所				
	電 話 番 号		個人番号		
	障 害 区 分	身体障害（ 級）		交 付 日	年 月 日
		知的障害（ ）			年 月 日
程 度 変 更 日	年 月 日	転 入 日	年 月 日		
加 入 医 療 保 険	保 険 種 別	社保・共済組合・国保・国保組合・後期高齢・その他（ ）			
	保 険 者 名				
	被 保 険 者 名		個人番号		
	住 所				
	記 号 番 号				
振 込 先	銀行 ・ 金庫 ・ 組合 ・ 農協 本店 ・ 支店				
	ふりがな		口座番号	普通 ・ 当座	
	口座名義				

世帯調書

基 準 世 帯 員	氏 名	続柄	性別	生年月日	個人番号

同意書

重度心身障害者（児）医療費等受給資格登録申請をするに当たり、下記の事項について、同意します。

記

- 1 重度心身障害者（児）医療費等の受給資格の確認のため、受給資格を有する期間中における本人及び世帯員の住民基本台帳及び課税台帳について調査することに同意します。
- 2 高額医療及び高額介護合算療養費制度の該当となった場合、医療重複額についての調整に関する一切の手続を袖ヶ浦市長に委任することに同意します。
- 3 高額医療費の支給が該当となる場合
 保険者から高額療養費が未支給であるために、袖ヶ浦市が交付した助成金が過払いとなっている場合は、ア又はイに同意します。
 ア 私が保険者から高額療養費を受領するときは、袖ヶ浦市の過払い相当額を私が袖ヶ浦市に返還します。
 イ 袖ヶ浦市が保険者から過払い相当額を直接受領する場合は、それにより私に高額医療費が支給されたとするに同意します。

氏 名

㊟

(表)

重度心身障害者(児)医療費助成受給券									
公費負担者番号									
受給者番号									
対象者	住所	〒							
	氏名							男・女	
	生年月日	年 月 日							
有効期限		年 月 日から 年 月 日まで							
自己負担金	通院								
	入院								
	保険調剤								
	入院時食事療養費								
袖ヶ浦市長					印				

(裏)

注意事項
1 受診の際は、この受給券を医療機関(保険調剤薬局、接骨院等を含む。)に必ず提示してください。
2 医療機関で本券を提示しなかった場合、県外の医療機関やこの制度による診療を行っていない医療機関で受診した場合は、保険の自己負担区分を一旦支払い、その後にお住まいの市の窓口で償還の手続きをしてください。後日、市より助成額をお支払いいたします。
3 県外の国保組合に加入している方で、1か月に自己負担額が(80,100円+(総医療費-267,000円)×1%)を超える場合は、超えた額について医療機関の窓口で支払ってください。窓口で支払った分については、後日、保険者に償還の申請を行ってください。
4 更生医療、育成医療等、他の医療給付の公費医療制度が適用される場合は、これらの公費医療が優先適用されます。
5 学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツセンター振興センターの災害救済給付の対象となる場合は、この受給券を使用することができません。
6 次のような変更があった場合は、速やかに市に届け出てください。
(1) 本市外へ転出するとき。(受給券を添付) →転出後は、この受給券は使えません。転出先の市町村で制度の詳細についてお問い合わせください。
(2) 加入している医療保険に変更があったとき。
(3) 住所を変更したとき。
(4) 氏名を変更したとき。
(5) 生活保護を受けるようになったとき。
(6) その他資格事項に変更が生じたとき。
7 有効期間が過ぎた場合は、本券を返却してください。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市長



袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等受給資格登録申請却下通知書

年 月 日付で、申請された、袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等受給資格登録申請については、下記の理由により却下します。

記

理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第6条関係）

袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費助成受給券再交付申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住 所
氏 名
（対象者との続柄： ）
電話番号

袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等支給条例施行規則第6条第3項の規定により、下記の者に係る重度心身障害者（児）医療費助成受給券の再交付を申請します。

記

対 象 者	ふりがな		性別	生年月日
	氏 名		男 ・ 女	年 月 日
	住 所		電 話 番 号	
再 交 付 の 理 由	該当する項目に○をしてください。 1 紛失 2 毀損・汚損 3 その他（ ）			

様式第5号（第8条関係）

袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等支給申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住 所
氏 名
（対象者との続柄： ）
電話番号

重度心身障害者（児）医療費の助成を受けたいので、袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等支給条例第6条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

対 象 者	ふりがな		男・女	生年月日		
	氏 名			年 月 日		
	住 所		電話番号			
	受給者番号					
有 効 期 間	年 月 日 から			年 月 日まで		

医療機関証明書 (年 月診療分)				
入 院	入 院 期 間	診 療 報 酬 点 数	自 己 負 担 割 合	一 部 負 担 金
	日から 日 (日)	点	割	円
通 院	外 来 日 数	診 療 報 酬 点 数	自 己 負 担 割 合	一 部 負 担 金
	日	点	割	円
証 明 手 数 料		円		
上記のとおり証明します。 年 月 日 所在地 医療機関 名 称 氏 名 印 連絡先				

様式第6号（第8条関係）

袖ヶ浦市重度心身障害者（児）等支給付加給付等証明書

健康保険の種類			
被保険者証又は 共済組合員証の記号番号			
被保険者氏名			
被扶養者氏名		被保険者との 続柄	
療養付加給付等の内容	法定給付		
	その他の付加給付		
上記のとおり証明します。 年 月 日			
健康保険組合又は共済組合		所在地 名称 氏名 連絡先	印

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市長



袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等支給認定（却下）通知書

重度心身障害者(児)医療費等の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者氏名

1 決定

支給決定明細	A 自己負担額	
	B 一部負担金	
	C 高額療養費	
	D 付加給付額	
	E 手数料	
支給決定額 (A - B - C - D + E)		
振込先		
支払予定日	年	月 日

2 却下

理由

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号（第10条関係）

袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等受給資格登録内容変更届

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住 所
氏 名
（対象者との続柄： ）
電話番号

下記のとおり重度心身障害者（児）医療費等受給資格の登録内容に変更がありましたので、袖ヶ浦市
重度心身障害者（児）医療費等支給条例第7条第1項の規定により届け出ます。

記

対 象 者	ふりがな		性別	生年月日
	氏 名		男 ・ 女	年 月 日
	住 所		電 話 番 号	
	受給者番号			
	有効期間		年 月 日 から	年 月 日まで

変更事由の発生日	年 月 日		
氏 名	旧		
	新		
番 号 人	旧		
	新		
住 所	旧		
	新		
加 入 医 療 保 険	保 険 種 別	社保・共済組合・国保・国保組合・後期高齢・その他（ ）	
	保 険 者 名		
	被 保 険 者 名	住 所	
	記 号 番 号		
振 込 先	銀行 ・ 金 庫 ・ 組 合 ・ 農 協 本 店 ・ 支 店		
	ふりがな	口 座 番 号	普通 ・ 当 座
	氏 名		

注) 変更があった事項のみ記入してください。

世帯調書

基 準 世 帯 員	氏 名	続柄	性別	生年月日	個人番号

様式第9号（第10条関係）

袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等助成受給券返納届

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住 所
氏 名
(対象者との続柄：)
電話番号

袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等支給条例第7条第2項の規定により、下記の者に係る重度心身障害者（児）医療費助成受給券を返納します。

記

対象者	ふりがな	性別	生年月日	
	氏 名		男 ・ 女	年 月 日
	住 所	電話番号		
返納の理由	該当する項目に○をしてください。 1 死亡したため 2 転出したため（転出先) 3 生活保護を受給したため 4 重度心身障害者（児）でなくなったため 5 その他 ()			

様式第10号（第12条関係）

袖ヶ浦市重度心身障害者（児）医療費等助成台帳

受給者番号						
対象者	ふりがな					
	氏名					
	住所				個人番号	
	生年月日	年	月	日		
保護者	ふりがな					
	氏名					
	住所				個人番号	
	対象者との続柄					
加入医療保険	保険種別	社保・共済組合・国保・国保組合・後期高齢・その他（ ）				
	保険者名					
	被保険者名				個人番号	
	住所					
	記号番号					
世帯階層区分						

